

第 7 回 三戸町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和 4 年 3 月 3 日（木）午前 1 1 時～

場 所：三戸町役場 4 階大会議室

次 第

1 開 会

2 町長あいさつ

3 案 件

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応状況等について
- 2 その他

4 本部長指示事項（本部長メッセージ）

5 閉 会

1 新型コロナウイルス感染症への対応状況等について

(1) 現在のまん延防止等重点措置実施区域について

- ・まん延防止等緊急事態宣言発令地域（31都道府県）
北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、埼玉県、
神奈川県、千葉県、新潟県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、岐阜県、
大阪府、京都府、三重県、和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、
高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

※期間は3月6日まで

- ・国内の感染者数（令和4年3月2日現在）
累計感染者数 5,151,425人 死亡者数 24,146人
（参考）前回本部会議時 令和3年9月2日現在
累計感染者数 1,529,131人 死亡者 16,205人

(2) 青森県内の感染者等の状況について

- ・県内の感染者数（令和4年3月2日現在）
累計感染者数 21,984人 死亡者数 64人
※令和4年2月16日 1日あたり555人感染者を確認（過去最高）
令和4年2月累計 11,008人（過去最高）
（参考）前回本部会議時（令和3年9月2日現在）
累計感染者 4,589人 死亡者 33人

(3) 県において実施している無料PCR検査について

県では、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の回復の両立を図るため県の登録を受けた事業者による検査サービス（無料検査）を、1月12日から実施しており、2月28日までの期限としていたものが、3月31日まで延長されました。（参考資料を参照）

（三戸町近隣ではYSアリーナ八戸でPCR検査を受けることができます。）

(4) 三戸町の対応状況等について

青森県では令和4年1月19日に「感染防止等の強化について」を発出し、各市町村に対し、県の取り扱いに準じた対策をじるよう協力依頼があり、町としても、町有施設の利用制限や学校での部活動の制限などを実施しておりました。

先般、まん延防止等措置期間の延長を受け、県では、制限等の期間を3月6日まで延長することされたため、町においても、同様の措置を行いました。(参考：令和4年2月18日 感染防止等の強化について 県発出：別紙1)

上記を踏まえた、町の対応状況

①町有施設等の対応状況

別紙2のとおり

②防災行政無線による注意喚起の放送

2月22日から実施

(5) 町における検査キットの配布による無料PCR検査の実施について

町単独事業として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する、町民の不安解消と安心・安全の確保を目的として、検査キットの配布による無料PCR検査を実施するものであります。(別紙3)

(6) 小児用新型コロナワクチン接種緊急ニーズ調査の実施について

5歳から11歳の小児を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種について3月から接種開始を予定しており、現在、医療機関と調整を行っております。

ワクチンの供給状況を踏まえ、基礎疾患のある方、早めの接種を希望する方に優先して、接種券を発送するための意向調査を行うものであります。

(別紙4)

(7) 新型コロナワクチン接種かわらばん第8号について

「新型コロナワクチン接種かわらばん」について、第8号を令和4年3月1日付で、町民にお知らせ、配布するものであります。(別紙5)

2 その他

感染防止対策等の強化（R4.2.19～R4.3.6）

～オミクロン株の特徴を踏まえた再度のお願い等～

基本的な感染防止対策の徹底

- ワクチンを接種した方を含め、密集・密閉・密接のうち一つでも「密」を避ける。
- 家庭内でも室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行う。
- 子どもの感染防止対策を徹底、高齢者や基礎疾患のある方はいつも会う人と少人数で会う等、リスク低減の取組。

外出・移動

- 少人数での行動を徹底し、混雑した場所や、感染リスクの高い場所を避ける。特に高齢者など重症化しやすい方は、留意が必要。
- 不要不急の都道府県間の移動は、極力控える。まん延防止等重点措置区域との不要不急の往来は控える。感染症患者が多数発生している地域との往来は慎重な行動を。

飲食・会食等

- 会食における感染リスクを避けるため、飲食店等を利用する際は、なるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際には必ずマスクを着用。
- 弘前市は上記に加え、以下の重点措置を継続。
 - ◆ 同一グループの同一テーブルでの会食 4 人以内。
 - ◆ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛。
 - ◆ 20時以降、飲食店等にみだりに出入りしない。
 - ◆ 食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店への要請（宅配・テイクアウトを除く。）
 - ① 営業時間を 5 時から 20 時までに短縮すること
 - ② 酒類の提供を行わないこと
 - ③ 同一グループの同一テーブルでの会食を 4 人以内とすること

職場・店舗等

- 人の流れを抑制する観点から、テレワークの活用や休暇取得を促進。特に高齢者など重症化リスクのある方、妊娠している方などへの配慮を。
- 密集・密閉・密接の発生リスクが高い、休憩室、更衣室、トイレ、喫煙室等の「居場所の切り替わり」に注意。

大規模集客施設（弘前市のみ）

1,000㎡超の施設においては、従業員に対する検査の推奨、入場をする者の整理等、入場をする者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止及び、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置を実施。

イベント等の開催

- 別に定める人数上限や収容率に沿った内容とするとともに、業種別ガイドラインを遵守。
- 県主催の不特定あるいは多数の県民が集まるイベント・行事等は原則として中止・延期を継続。

県有施設等の取扱い

- 不特定あるいは多数の県民等が利用する県有施設は、原則として休館。
- 一般県民への貸し出しスペース等は使用中止。

学校、教育・保育施設等の対策

- 国等が作成した衛生管理マニュアル等の継続・徹底。
- 県立学校における対策（2月4日付け青森県教育長通知）は、原則として継続。

県有施設等の取扱い

1 基本的な考え方

- 不特定あるいは多数の県民等が利用する県有施設は、原則として休館とする。また、一般県民への貸し出しスペース等は使用中とする。
- なお、相談業務等で使用している部分や特定の団体等が執務室等として常時使用している部分などについては、使用を止める必要はないが、基本的な感染防止対策に加え、利用者等を特定できるようにする。

2 実施期間

- 令和4年1月20日から同年2月28日までの終期を同年3月6日までとする。

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の国内における感染の広がりや県内での発生状況等に応じて適宜見直すこととする。

(参 考)

- 既予約分は、利用者側において中止・延期等の見直しが困難な場合には、県（施設管理者）及び利用者において万全の感染防止対策を講じた上で実施するものとする。

県主催イベント・行事等の開催の考え方と開催時における対策

1 基本的な考え方

- 県内での不特定あるいは多数の県民等が集まるイベント・行事等及び県外でのイベント・行事等は、既に日程等が決まっているものについても、オンラインによる開催を除き、原則として中止・延期する。

2 実施期間

- 令和4年1月20日から同年2月28日までの終期を同年3月6日までとする。

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の国内における感染の広がりや県内での発生状況等に応じて適宜見直すこととする。

(参 考)

- やむを得ず開催する場合は、万全の感染防止対策が確保できるよう規模や開催方法を見直す。
（人数限定で参加者を特定した上での開催など）
- イベント・行事等開催時には、ソーシャルディスタンスの考え方に基づき、以下の項目などとり得る限りの感染防止対策を徹底する。
 - ・ 人数限定で参加者を特定すること
 - ・ 参加者間の距離はできるだけ2m（最低でも1m）程度を確保すること
 - ・ 会場にアルコール手指消毒液を設置すること
 - ・ 会場の換気を十分行うこと
 - ・ 参加者への手洗いの推奨を行うこと
 - ・ 参加者にマスク着用や咳エチケットの徹底を要請すること
 - ・ 発熱や風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること
 - ・ 妊婦、高齢者及び基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること
 - ・ 上記のほか、「イベント開催制限の考え方について」を参考とし必要な取組を実施すること

県立学校における対策（２月４日付け青森県教育長通知）

1 基本的な考え方

県立学校において、教育活動を止めずに取り得る最大限の対策として、次の取組を強化する。

（１）学校生活における密の回避

- ① 各校の実情を踏まえ、学校生活において可能な限り密を避ける対応を徹底する。

＜取組例＞

- ・空き教室、実習室等を利用して、１クラスを２つに分けるなどして授業を行う。
- ・昼食をとらずに下校できるよう、午前授業や短縮授業を行う。
- ・短縮授業を組み合わせ、時差登校や分散登校を行う。
- ・トイレ等での密集を回避できるよう、クラスによって休み時間をずらす。
- ・スクールバス等での車内の換気の徹底 等

- ② 各教科等については、「感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」を控える。

- ③ 学校行事等は原則中止・延期する。

（２）部活動・対外試合等の原則禁止

- | | |
|----------|---------------------|
| ① 活動 | 原則禁止 |
| ② 大会の開催 | 関係団体へ中止・延期の要請 |
| ③ 公式試合 | 原則禁止 |
| ④ 公式試合以外 | 他校との試合（練習試合を含む。）は禁止 |
| ⑤ 宿泊 | 原則禁止 |
| ⑥ 合宿 | 禁止 |

※ ただし、全国・東北大会やそれら上位大会につながる県大会への参加及び大会前の活動は、一部制限しながら実施可能とする。

2 実施期間

令和４年２月７日から同年２月２８日までの終期を同年３月６日までとする。

3 各市町村教育委員会教育長及び総務部を通じて私立学校に対し、県に準じた対策を講じるよう協力依頼

町有施設の対応状況 (R4. 3. 3現在)

番号	名 称	対 応	町民利用 に限定	各証明(※ 1)の提示 を要する	期間	問い合わせ先
(社会教育施設)						
1	三戸町中央公民館	制限あり(右記参照)	○	○	1/21～3/6	中央公民館 22-2186
2	三戸町民体育館	制限あり(右記参照)	○	○	1/21～3/6	〃
3	ジョイワーク三戸	制限あり(右記参照)	○	○	1/21～3/6	〃
4	三戸町立図書館	制限あり(右記参照)	○	○	1/21～3/6	町立図書館 22-1731
5	三戸町立版画工房	制限あり(右記参照)	○	○	1/21～3/6	〃
6	三戸町勤労青少年ホーム	制限あり(右記参照)	○	○	1/21～3/6	中央公民館 22-2186
7	三戸町勤労者体育センター	制限あり(右記参照)	○	○	1/21～3/6	〃
8	松原公園	冬季休業中	—	—		〃
9	サン・スポーツランド三戸	冬季休業中	—	—		〃
10	三戸町スポーツ文化福祉複合施設 (アップルドーム)	制限あり(右記参照)	○	○	1/21～3/6	〃
11	三戸町立歴史民俗資料館	冬季休業中	—	—		教育委員会事務局 20-1157
12	三戸町民プール	冬季休業中	—	—		中央公民館 22-2186
13	さんのへパークゴルフ場	冬季休業中	—	—		パークゴルフ場 23-6898
(小中学校)						
14	小中一貫三戸学園三戸小中学校	学校行事等の原則中止・延期 部活動 中止 公式試合 原則禁止 他の試合 禁止			1/21～3/6	三戸小中学校 22-1125
15	小中一貫三戸学園斗川学校				1/21～3/6	斗川小学校 20-3774
16	杉沢小学校				1/21～3/6	杉沢小中学校 27-2212
(観光施設等)						
17	城山公園	通常どおり *手指消毒、密接密集の回避等 注意喚起の看板を設置				まちづくり推進課 20-1117
18	金洗沢公園					まちづくり推進課 20-1117
19	関根ふれあい公園					まちづくり推進課 20-1117
20	道の駅さんのへ	通常営業(9:00～18:00)				道の駅さんのへ 22-0600
21	SAN・SUN産直ひろば	通常営業(9:00～18:00)				産直ひろば 22-3266
22	ラッピングバス (図書館脇、関根ふれあい公園)	使用中止	—	—	3月6日まで	まちづくり推進課 20-1117
23	ラジコン公園	冬季休業中	—	—		建設課 20-1154
(乳幼児施設)						
24	中央児童館	通常どおり開館				中央児童館 22-3361
25	斗川児童館	通常どおり開館				斗川児童館 25-2109
(その他の施設等)						
26	ふくじゅそう	町民利用に限る (生き生き教室も同様)	○			住民福祉課 20-1151
27	斗川支所	窓口業務は通常どおり (貸館は、町民利用に限る。)	○貸館			斗川支所 25-2111
28	猿辺支所	窓口業務は通常どおり (貸館は、町民利用に限る。)	○貸館			猿辺支所 27-2111
29	コワーキングスペースSANNOME (アップルドーム内)	制限あり(右記参照)	—	○	3月6日まで	まちづくり推進課 20-1117
30	各種集会施設	町民利用に限る	○		1/24～ 当面の間	農林課 20-1155
31	いきいき百歳体操(町内各場所)	通常どおり				健康推進課 20-1152
32	各種健康教室(町内各場所)	通常どおり(ただし、2/9開催予定の 通い場講習会、交流会は中止)				健康推進課 20-1152

朱書きは前回からの変更箇所

※1 ワクチン接種証明書、ワクチン接種済証及びPCR検査陰性証明書のいずれかの提示を求める。

※いずれの施設も「感染防止対策(マスク、手指消毒、三密回避)の徹底」への注意喚起、状況に応じ検温を行う対応をする。

※いずれも、状況により変更等あり

検査キットの配布による無料PCR検査の実施について（町独自事業）

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する町民の不安解消と安心・安全の確保を目的として、以下の条件を満たす町民を対象に、検査キットの配布による無料PCR検査を実施するもの。

2 対象者

町内在住の方で、以下に該当する方

- ①感染拡大地域を往来した方
- ②感染拡大地域の人と接触した方
- ③その他、町長が必要と認めた方

（学校・保育施設、高齢者施設等で感染者や濃厚接触者が発生し、保健所が行う検査対象外となった方で、感染への不安がある方などを想定）

※ただし、以下の場合は、配布の対象外とする。

- ・申込み時点で濃厚接触者であるなど、保健所が行う検査の対象とされた方
- ・申込み時点で風邪症状や発熱等の症状がある方

3 実施期間

令和4年3月10日から令和4年5月31日まで

4 配布回数

1人につき2回まで

5 自己負担額

PCR検査キットは無料。ただし、検査機関への検体送料360円は自己負担とする。

6 検査の流れ

- ①役場への電話により、事前予約をする。
- ②役場へ来庁し、申込書に必要事項を記入の上、検査キットを受領する。
- ③本人が検体（唾液）を採取後、検査機関に送付する。
- ④本人が登録したメールアドレスに検査結果が通知される。

なお、メールアドレスを持たない高齢者等については、本人同意の上、役場が検査結果を代理受信し、電話で本人へ通知する。

小児用新型コロナウイルスワクチン接種

緊急ニーズ調査の実施について

1 概 要

3月からの接種開始を予定し、現在、医療機関と調整を行っている、5歳から11歳の小児を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種について、ワクチンの供給状況を踏まえ、基礎疾患のある方や早めの接種を希望する方に優先して接種券を送付するため、接種に関する意向調査を行う。

2 調査内容

- ①小児用新型コロナウイルスワクチン接種の希望の有無
- ②基礎疾患の有無

3 調査方法

インターネットまたはコールセンターへの電話回答

4 発送日

令和4年2月25日（金）

5 回答期限

令和4年3月4日（金）

6 小児用ワクチンの確保状況

2月28日の週	30人分（60回分）
3月14日の週	65人分（130回分）
計	95人分（190回分）

※4月以降の供給については、今後、県から配分数量が示される予定

新型コロナウイルスワクチン接種かわらばん

令和4年3月1日（第8号）

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）に関するお知らせです。

- ① 64歳以下の皆さまの接種券を3月中旬から、順次発送します。
- ② 接種券の発送及び接種の予定時期は、下の表のとおりです。
- ③ 64歳以下の皆さまについては、接種日時の予約が必要です。
接種券が届きましたら、お手元にご用意のうえ予約をお願いします。
- ④ 1回目、2回目の接種をまだ受けていない方も、この機会に受けられますので、希望する方は、コールセンターにお問い合わせください。

※65歳以上の皆さまには、2回目の接種を受けた順に追加接種（3回目接種）の接種券をお送りしています。まだ届いていない方は、今しばらくお待ちください。

予約受付

- ① インターネット予約 <https://jump.mrso.jp/024414/>
- ② 電話予約 **0120-96-5172**（フリーダイヤル）
コールセンター受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）
※ご予約、問合せはコールセンターをお願いします。
三戸中央病院では受付していません。



接種会場

三戸中央病院

受付時間

- ① 午後2時30分から午後3時まで
- ② 午後3時30分から午後4時まで
※曜日によって異なります。



ワクチン

使用するワクチンは、モデルナ社またはファイザー社のワクチンとなります。
（接種希望日に使用するワクチンの種類は、予約サイトまたはコールセンターで確認できます。）

接種券発送及び接種予定時期

接種券発送

接種時期

予定をさらに前倒し
しています！

対象者	2月	3月	4月	5月	6月
65歳以上の方	接種券発送		接種時期		
64歳以下の方		接種券発送		接種時期	

※現時点でのスケジュールであり、変更となる場合があります。

青森県が設置する「武田/モデルナ社ワクチン広域追加接種センター」（八戸会場：八戸赤十字病院）での追加接種を希望する方で、接種券がまだ届いていない方は、接種券を発行いたしますので、三戸町役場健康推進課（20-1152）までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3回目のワクチン接種後も引き続き、
「3密の回避」「マスクの着用」「手洗い・手指消毒」「換気」など、
基本的な感染防止対策をお願いします。

感染拡大傾向時の一般検査事業について

感染不安を感じる無症状の青森県民に対して、**無料のPCR等検査を実施します。**

実施期間

令和4年1月12日(水)～令和4年3月31日(木)

検査対象者

● 無症状の方かつ青森県内にお住まいの方

- 検査を受ける際に、**住所が確認できる身分証明書**（運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書のほか、健康保険証や学生証等）をお持ち下さい。
- 本事業における無料検査を受検した回数・頻度が多いと判断した場合、その理由を確認させていただく場合があります。

検査を受ける際の**注意事項**

- ◆ **発熱等症状のある方は、検査を受けられません。**
※症状がある場合は速やかに医療機関を受診してください。
- ◆ 検査を受ける場合は、マスク着用など一般的な感染対策にご協力をお願いします。
- ◆ 検査は、原則予約不要となっていますが、検査の受付時間・曜日、検体の採取方法が決まっている場合がありますので、**無料検査の提供場所に事前にお問い合わせいただく等、予めご確認ください。**
- ◆ 混み合ってる場合は、お待ちいただくこともありますので、予めご了承ください。
- ◆ 無料検査の提供場所については、青森県庁ホームページ「【PCR検査等無料化事業】について」をご確認ください。
- ◆ お問い合わせ先
PCR検査等無料化事業事務局
TEL 017-721-0031

